

# 奈良県立高等養護学校 いじめ防止基本方針

## はじめに（学校の方針について）

本校は、高等部のみ知的障害教育の特別支援学校で、「社会自立」を教育目標に取り組み、働くことをとおして、社会に参加する「職業自立」に力を注いでいる学校である。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍している学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

### (2) 本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめ防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定め体制作りを行う。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

### 3 いじめ防止のための取組

上記の考えをもとに、具体的な取組として次の6点を挙げる。

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- イ 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめの早期発見・早期解決のために、様々な取組を行う。
- エ 学校と家庭とが協力・連携していじめの防止、解決を図る。
- オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力・連携して、解決を図る。
- カ 障害の特性に応じた対応を行う。

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの基、学校が主体となって、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 5 その他の事項

開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた本校は、いじめ防止等についても、策定した学校の基本方針については、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

さらには、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。